

建築士制度の改正にあたって
—— 構造設計一級建築士の意義と展望 ——

2009.2.23 金箱温春

＜建築基準法・建築士法の改正＞

2007年6月の建築基準法等の改正施行により建築設計は多大な影響を受けた。創造的なものが設計しにくくなり、時間が大幅にかかるようになって業務予定が立てにくくなったことなどである。これらの原因としては構造設計に関する技術基準が変わったことによるものもあったが、より大きな原因は審査制度が変わって法令解釈の融通性が少なくなったこと、建築を作る上では関係のない部分にまで及ぶような徹底した図書の整合性が求められたことなどである。改正法施行直後は審査厳格化による停滞や混乱が起き、着工の遅れが経済停滞にまで及び大きな社会問題ともなった。現在では“審査の円滑化”が認識されており、事前相談や事前審査の活用、適合性判定においては不適切な指摘を無くするための情報交換や設計者との意思疎通を図るためのヒヤリングの実施など、実務側からの要望もある程度取り入れられた運用が行われており、混乱が少しは落ち着いたと思われる。

2008年11月28日には制度改正の第2段として改正建築士法が施行された。重要事項説明の義務付け、一定規模以上の建物に構造・設備の専門家を関与させること、定期講習制度の創設、団体による自律的な監督体制の確立、建築士試験の見直し、業務報酬基準の見直しといった内容が盛り込まれている。

＜構造設計一級建築士と法適合確認業務＞

この中で、一定規模以上の建物に構造・設備の専門家を関与させることは設計システムに少なからず影響を与えると思われるが、幾分の問題点を抱えている。2009年5月27日からは一定規模以上の建築物、構造設計の場合には適合性判定を要する建築物には構造設計一級建築士（以下、構造一級と表記）が関与しなければならないことになる。構造一級は一級建築士資格取得後5年以上の構造設計実務の経験を持ち、所定の講習・考査を修了したものに与えられる。“関与する”とは設計そのものを構造一級が行うか、または一級建築士が構造設計を行った構造設計の法適合確認を行うことである。この二つの行為は似ているようであるが実際には大きな違いがある。前者の場合には特に問題もないが、後者の場合には法適合確認を行った構造一級も建築士法上は設計者と同等の責任が生じることとなっているが、その他の責任、例えば民法上の賠償責任などは不明である。また構造一級が法適合確認を行った設計において、審査や構造計算適合性判定での指摘によっては修正が必要となることの問題がある。指摘内容が法的に明白な事項であればまだしも、設計の考え方や法的にグレーゾーン（推奨事項など）での指摘であり構造一級と判定員と意見の相違があっても修正が余儀なくされる場合には、構造一級の法適合確認という行為の意味は何なのか、立場は何なのかなどの疑問が沸く。

これらの問題があるため法適合確認を安易に引受ける構造一級は極めて少ないと思う。この問題を解決するには、構造一級が法適合確認を行ったものは設計の考え方を尊重し、審査、判定では法的事項のチェックのみとするなどの運用を行うことがよく、これにより円滑に実行される制度になるのではないか。そもそも構造設計の専門家を明らかにすることで社会に安心を与えるということが制度改革の目的であったとするならば、構造一級が自ら設計したのも審査を簡略化することは同様に可能ではないか、それが良質な建築を生み出すためにも役に立つと思う。

構造一級や設備一級が地域的に偏在することなどを勘案して、それらの専門資格者を紹介するサポート機関の立ち上げが考えられているようだが、前述した問題点を抱えたままである。紹介制度による構造一

級が法適合証明に関わる場合には、その後の審査での指摘を避けるためより保守的な指摘を行うこともありうる。従来の2段階審査の前にもう一つ審査が増えるようなものとなるため、創造的な建築をつくる行為を妨げることになるとの懸念もある。このように考えると、設計の自由度を確保するためには構造一級に設計を依頼するか何らかの形で設計チームの一員とすることが必要であろう。

<一級建築士制度に潜む問題>

この制度はその成り立ちを振り返ってみると、建築士法で一級建築士の業務独占を定めていることと関連が深いことが分かる。構造計算偽装事件の一つの原因として、法的には一級建築士は一人がよく、構造設計者の役割や責務が明らかにされておらず、いわば黒子のような存在で設計を行ってきたということがあった。そのため一級建築士資格がなくても構造設計を行ってきた人たちも多く、構造計算プログラムを使いこなすだけの人も存在するが、一方ではきちんとした技術力を持った人もいる。建築士制度見直しは基本制度部会で議論され、設計業務が専門分化していることを前提として専門資格者をどう位置づけるかということがテーマとなり二つの案が検討された。一つは一級建築士の業務独占という前提を守り、一級建築士とは別の構造専門資格者を作るというものである。この案によると設計は一級建築士の業務であり、専門資格者は一級建築士の支持の元で業務を行うものと位置づけられ、法的には設計者という枠からは外れてしまう。わが国では、意匠設計者と構造設計者は同じ建築学科を卒業し、共通の教育基盤の上に共同作業として設計を行うというよい慣習があるが、これを否定するような制度である。もう一つの案は一級建築士の上乗せとしての構造設計一級建築士の創設である。この場合には構造設計は一級建築士が行うことになるので、複数の建築士が関わることにより一級建築士の業務独占という前提が守られる。結局この案が採用されたが、一級建築士が全ての設計を行うことが可能とするために、専門資格者による法適合確認という仕組みが作られた。また、この制度の問題としては一級建築士試験が実務と隔絶した受験テクニックを必要とする試験となっているため、構造設計の実務についての者が資格取得をするためにはハードルが高いということである。この点では設備設計一級建築士でも同様であろう。

一級建築士試験内容を再考し、設計実務を行っている者が本来持つべき知識があれば合格できるような試験内容とすべきであろう。現状は全ての分野について細かい知識を必要とするものとなっているが、専門資格の誕生に伴い幅広い基礎的な知識で判断する試験に改めてはどうか。その上で専門資格の試験は詳細な知識を問うものでよいと考える。構造一級の見なし講習における考査は合否ラインの設定はともかく試験内容は実務に即したものであった。将来的には、意匠設計一級建築士を作り、一級建築士を実質的には専門分野別に切り分けることが実態に即した方法であると考えている。

<今後の展望>

以上では制度の問題点や改善提案を述べたが、現状の制度を全面的に否定するものではない。構造設計一級建築士は社会から信頼を得られる専門家としての役割を期待されて誕生し、その関わりにより建物の品質向上に寄与する意義はあるものと思う。構造設計一級建築士は専門家としての自覚と責任感を持って構造設計にあたっていくことは当然であるが、日常的な実務活動と並行して継続的な職能研鑽が不可欠である。構造技術は日々進歩していくし社会の要請も変わっていくため、資格取得時に十分な知識と技量を備えていたとしてもその後の構造設計の業務状況は変わっていくことが必然だからである。また建築主に対して建物の構造設計の内容を説明する機会も増えてくることもあり、説明能力、対話能力を高めることも必要である。当然、責任は重くなり、報酬もそれに見合ったものが必要である。今回の士法改正に合わせて業務報酬基準を定めた告示が改正され、専門分野別に業務量が示された。構造設計者の存在を明確にするということがさまざまな形で定着することを望む。